ラ　投資法人であってその資産をナ(1)から(3)までに掲げる売買のみにより運用することを約するものの投資証券の売買	国際証券コード	発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間
ム　外国法人の発行する債券の売買（ヨ及びタに掲げるものを除く。）	国際証券コード	発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間
ウ　外国法人の発行する株券の売買	国際証券コード	発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間
ヰ　外国投資法人に関する法律第二条第二十四項に規定する外国投資証券の売買（ノに掲げるものを除く。）	国際証券コード	投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の委託者その他の厚生労働省令で定める事項
ノ　将来の一定の時期において受益証券のうち、その運用から生ずる収益を見込まれるとして厚生労働省令で定めるものに適合するもの	国際証券コード	投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の委託者その他の厚生労働省令で定める事項
オ　外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。）に関する外国投資証券（同法第二条第二十項に規定する外国投資証券をいう。）の売買	国際証券コード	投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の委託者その他の厚生労働省令で定める事項
四　生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込み		
イ　生命保険会社（法第八条第一項第二号に規定する生命保険会社及びロ並びに次項第五号において同じ。）であって、同法第百五十八条第一項に規定する特別勘定に属しないものに限る。）の保険料	生命保険四の契約の相手方、保険業法第四条第二項第三号に規定する普通保険約款（ロ及び五において「普通保険約款」という。）ごとに決定されるその利率（生命保険会社が市場金利の動向その他の事情を勘案して定める利率をいい、第一条第一項第二号ロ(4)に掲げる金銭の額が払込保険料の額を下回らない額とする定めの有無その他の厚生労働省令で定める事項	生命保険又は生命共済の契約の相手方、普通保険約款又は農業協同組合法第十一条の十又は水産業協同組合法第十一条の十七若しくは第十五条の二に規定する共済規程、当該普通保険約款又は共済規程に記載されている運用の対象となる資産の種類及び構成その他の厚生労働省令で定める事項
ロ　次に掲げる者への生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込み（イ及びハに掲げるものを除く。）		
(1)　生命保険会社	国際証券コード	発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間

五　損害保険の保険料の払込み		
イ　損害保険会社（法第八条第一項第四号に規定する損害保険会社をいう。以下この項及び次項第六号において同じ。）であって、同法第百六十五条の二第一項に規定する保険契約者保護機構の会員であるもの	損害保険の契約の相手方、普通保険約款、保険料の払込みごとに適用される予定利率（損害保険会社が市場金利の動向その他の事情を勘案して定める利率をいい、第一条第一項第二号ロ(4)に掲げる期間、第一条第一項第二号ロ(4)に掲げる金銭の額が払込保険料の額を下回らない額とする定めの有無その他の厚生労働省令で定める事項	生命保険又は生命共済の契約の相手方その他の厚生労働省令で定める事項
ロ　損害保険会社への損害保険の保険料の払込み（イ及びハに掲げるものを除く。）	損害保険の契約の相手方、普通保険約款、当該普通保険約款に記載されている運用の対象となる資産の種類及び構成その他の厚生労働省令で定める事項	損害保険の契約の相手方その他の厚生労働省令で定める事項
ハ　損害保険会社への損害保険の保険料の払込みのうち、将来の一定の時期において生ずる見込まれる収益の変動から可能性が縮小するよう資産の構成の目標を変更するものであって、加入者等の年齢階層ごとに設けるもの	損害保険の契約の相手方、普通保険約款、保険料の払込みごとに適用される予定利率（損害保険会社が市場金利の動向その他の事情を勘案して定める利率をいい、第一条第一項第二号ロ(4)に掲げる期間、第一条第一項第二号ロ(4)に掲げる金銭の額が払込保険料の額を下回らない額とする定めの有無その他の厚生労働省令で定める事項	損害保険の契約の相手方その他の厚生労働省令で定める事項

第十五条第二項中「運用方法要件」を「前項の運用方法要件」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（運用の方法の数の上限）

第十五条の二　法第二十三条第一項の政令で定める数は、三十五とする。

第十六条を次のように改める。

（運用の方法の選定基準）

第十六条　法第二十三条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　選定する対象運用方法（法第二十三条第一項に規定する対象運用方法をいう。以下この条において同じ。）のいずれかが第十五条第一項の表の二の項二又は三の項レからウまでの区分（同表の中欄の区分をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合にあっては、これらの区分以外の区分から対象運用方法を三以上選定すること。